

## 美郷町職員採用試験のお知らせ

平成28年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

### ■試験区分と採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかを満たす者 ①昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者で大学卒・短期大学卒・高等専門学校卒または平成28年3月卒業見込みの者
社会福祉士 (大学卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で社会福祉士資格を有するか、平成28年3月までに取得予定の者
保健師 (短大卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で保健師免許を有するか、学校の保健師専門課程等を平成28年3月31日までに卒業見込みで、かつ免許取得予定の者
幼稚園教諭・保育士 (短大卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で幼稚園教諭普通免許(二種以上)および保育士資格証明書を有するか、平成28年3月までに取得予定の者
労務職(運転手他) (高校卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で除雪機械運転員資格(大型特殊自動車免許および車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証)を有するか、平成28年3月までに取得予定の者

### ■試験日および会場等

#### 【第1次試験】

区分	一般行政職、社会福祉士、保健師、幼稚園教諭・保育士	労務職(運転手他)
期日	9月20日(日)	
会場	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜守沢46-1)	美郷町役場 会議室

- ・一般行政職は教養試験(大学卒業程度)を行います。
- ・社会福祉士は教養試験(大学卒業程度)と専門試験を行います。
- ・保健師、幼稚園教諭・保育士は教養試験(短大卒業程度)と専門試験を行います。
- ・労務職(運転手他)は事務補助職一般試験および労務適性検査を行います。

#### 【第2次試験】

詳細は第1次試験合格者に通知します。

### ■欠格事項

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

### ■申込用紙の請求

申込用紙の請求を8月3日(月)から受け付けますので、町総務課総務班に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号)と受験を希望する試験区分を記したメモを同封のうえ、簡易書留で郵送してください。

### ■申込受付期間

8月3日(月)～8月24日(月)  
持参する場合は、役場庁舎1階総務課窓口へ平日の午前8時30分から午後5時までにお持ちください。郵送(簡易書留)の場合は、8月24日(月)までに着信したものに限り受け付けます。

申・問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

## 不要になる公用車を売却します。

売却物件 ● 軽トラック 1台

車名	スズキ キャリー
型式	M-DB51T
初年度登録	平成3年
車検満了日	平成27年7月21日

公開日時 ● 7月13日(月)、14日(火) 午前10時～午後3時

公開場所 ● 役場 公用車庫前駐車場

入札日時 ● 7月16日(木)

※入札に参加する場合は事前登録が必要です。

入札場所 ● 役場2階 第1会議室

参加資格 ● 美郷町民で町税および公共料金を滞納していない方

注意事項 ● 名義変更にかかる費用は、購入者負担です。

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

## 7月31日(金)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

### ■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(金)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	7月31日(金)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	7月31日(金)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	6月30日(火)

### ■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥保育園保育料
- ⑦児童クラブ利用料 ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は次の取扱金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

### 口座振替がとても便利です

#### 口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払い用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により、税の納付が難しい場合には、お早めに税務課にご相談ください。

## 平成27年度国民健康保険税の税率をお知らせします

平成27年度税率	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額 (所得に応じて計算)	7.9%	2.7%	1.7%
資産割額 (固定資産税額に応じて計算)	28.9%	10.9%	8.4%
均等割額 (加入者数に応じて計算)	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額 (1世帯いくらと計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額 (上限額)	52万円	17万円	16万円

※介護保険分について、40歳以上65歳未満の方は国民健康保険税に算入されます。65歳以上の方は個人の年金から天引きされます。

### ■主な変更点

#### ①賦課限度額の引き上げ

医療保険分に係る賦課限度額が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分に係る賦課限度額が16万円から17万円に、介護保険分に係る賦課限度額が14万円から16万円に引き上げられました。

#### ②低所得者への軽減制度の拡充

所得の低い方の税負担を減らすため、世帯主およびその世帯の国保加入者の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成27年度は、5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	所得基準額	
	平成26年度	平成27年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(24.5万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+(26万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円+(45万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+(47万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)

### ■納付が困難なとき

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めにご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902